

議案第 16 号

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町国民健康保険税条例（昭和 35 年 3 月条例第 53 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

三 宅 町 長 森 田 浩 司

三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年 3 月条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「23,000 円」を「24,000 円」に改める。

第 7 条の 2 中「8,000 円」を「9,000 円」に改める。

第 23 条第 1 号ア中「16,100 円」を「16,800 円」に同号ウ中「5,600 円」を「6,300 円」に改め、同条第 2 号ア中「11,500 円」を「12,000 円」に同号ウ中「4,000 円」を「4,500 円」に改め、同条第 3 号ア中「4,600 円」を「4,800 円」に同号ウ中「1,600 円」を「1,800 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三宅町国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

三宅町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後（案）	現行
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>24,000 円</u>とする （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第 7 条の 2 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>9,000 円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第23条 略 （1） 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>16,800円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>6,300円</u> エ 略 オ 略 カ 略 （2） 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 8 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>23,000 円</u>とする （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第 7 条の 2 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>8,000 円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第23条 略 （1） 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>16,100円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>5,600円</u> エ 略 オ 略 カ 略 （2） 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 2 8 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,000円</u> イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 （3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,800円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,800円</u> エ 略 オ 略 カ 略	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,500円</u> イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略 （3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,600円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,600円</u> エ 略 オ 略 カ 略
--	--